

茨城県県民運動保険制度 Q&A (令和元年10月1日現在)

■保険期間

Q：保険期間はいつから、いつまでですか。

A：1日単位の保険となります。

■申込完了

Q：1週間前までに申込書を提出すれば、申込は完了したことになりますか。

A：内容が保険の対象となる県民運動か審査のうえ、県から通知があった段階で申込完了です。郵送で申込をされる方は、できるだけ早めに発送してください。

■申請者

Q：団体やグループに所属していませんが、個人で主催者になって参加者を募集する場合は対象になりますか。

A：個人で実施する場合は対象外ですが、個人が参加者を募集して実施する場合は対象となります。

Q：近所の数名で自宅周辺の道路の草刈をする場合は保険の対象となりますか。

A：自らが受益者となるような活動については、原則として対象外です。高齢者等、自分で草刈ができない人の支援であったり、通学路の安全対策であったり、共助的な側面のある活動である場合は対象となります。

Q：自治会主催で環境美化活動をしています、対象となりますか。

A：自治会の行事については、自治会活動保険でカバーして下さい。ただし、自治会の行事としてではなく、自治会の有志で実施する環境美化活動は対象となります。

Q：会社の社会貢献活動として環境美化活動をしています、対象となりますか。

A：勤務時間外で行う環境美化活動は対象外ですが、社員の有志のグループで勤務時間外に実施する活動は対象となります。

Q：学生ボランティアが実施する福祉ボランティアは対象となりますか。

A：学校の授業や部活動等の一環で実施する活動や、学校の監督下で実施している活動の場合は対象外ですが、学生グループが学校とは関係無く自ら実施する活動については対象となります。

Q：参加者に県外の人が含まれている場合でも申し込めますか。

A：県外の参加者が含まれていても、活動場所が県内であれば、申し込めます。

Q：交通指導員等として市町村から委嘱を受けて活動していますが、活動中の事故は対象となりますか。

A：非常勤特別職の公務員に該当する役職の活動であれば対象外です。公務災害に該当するか市町村に確認してください。

■参加人数

Q：参加人数が当日まで分からない場合でも申込できますか。

A：申込できます。

申込時には見込の参加者数で申込をして頂き、当日に参加者全員の名簿を作成して頂き、遅滞なく参加者名簿を県に提出してください。

■危険な活動等

Q：自動車を使用した防犯パトロールは対象になりますか。

A：自動車を使用した活動については、自動車保険で対応して下さい。

Q：道路沿いで環境美化活動中に自動車事故に遭いましたが、保険給付は受けられますか。

A：自動車運転者の自動車保険で補償を受けて下さい。

Q：環境美化活動中に草刈機で歩行者に傷害を与えてしまいましたが、保険給付は受けられますか。

A：草刈機、チェーンソーなどの危険を伴う機材による傷害については対象外です。

Q：県内の被災地で炊き出し行って火傷をしたのですが、災害支援なので対象外ですか。

A：災害直後の救助活動等は対象外ですが、復旧時の活動であれば対象となります。ただし、災害ボランティアの場合、ボランティアセンターを通して活動することが原則なため、ボランティアセンターで保険をかけてもらってください。

■他の保険に加入している場合

Q：社協のボランティア保険（年間）や自治会活動保険（年間）に加入しているのですが、茨城県県民運動保険制度に加入すれば、それらの保険には加入しないでも大丈夫ですか。

A：それぞれの保険ごとに補償の対象となる活動等が異なる場合があるので確認が必要です。また、ボランティア団体の継続的な活動については社協のボランティア保険（年間）、自治会の行事については自治会活動保険（年間）でカバーして頂くことが原則です。それらの保険ではカバーされない活動や、任意のメンバーでの取組等は県民運動活動保険

に申し込んで下さい。

Q：県民運動保険制度と他の保険に合せて加入した場合、保険料は両方からもらえるのですか。

A：それぞれの保険ごとに補償の対象となる活動等が異なる場合があるので確認が必要です。

県民運動保険制度は、他の保険制度との重複利用は想定しておりませんが、もし、複数の保険が同時に保険金給付の条件に該当しているのであれば、傷害補償については両方から支払われますが、賠償責任補償については限度額以上の給付はありません。（限度額の範囲内であれば、複数の保険に加入していても給付を受けられる金額は同額です。）